

中間前金払のご案内



中間前金払とは、当初の前金払を受けた後、簡単な手続きで請負代金の20%以内の前払金を追加で請求できる制度です。

「中間前金払」は部分払に代わる制度として、国や群馬県を始め県内の複数の自治体で採用されています。建設企業への円滑な資金供給を目的とした制度であり、事務手続も簡素化されています。

※ 群馬県発注工事については、平成23年4月、部分払との選択制から併用制に改正されました。

※ 県土整備部発注工事については、平成24年9月、「ぐんま電子納品システム」から簡単に認定請求が行えるようになりました。

※ 群馬県内では、次の自治体で中間前金払制度が採用されています。

- 群馬県、全ての市、甘楽町、長野原町、草津町、みなかみ町、大泉町、嬭恋村
- ◇ 安中市、長野原町、草津町、大泉町は、平成24年4月1日以降の契約分から適用されます。
- ◇ 適用基準（請負金額、工期など）は自治体により異なります。



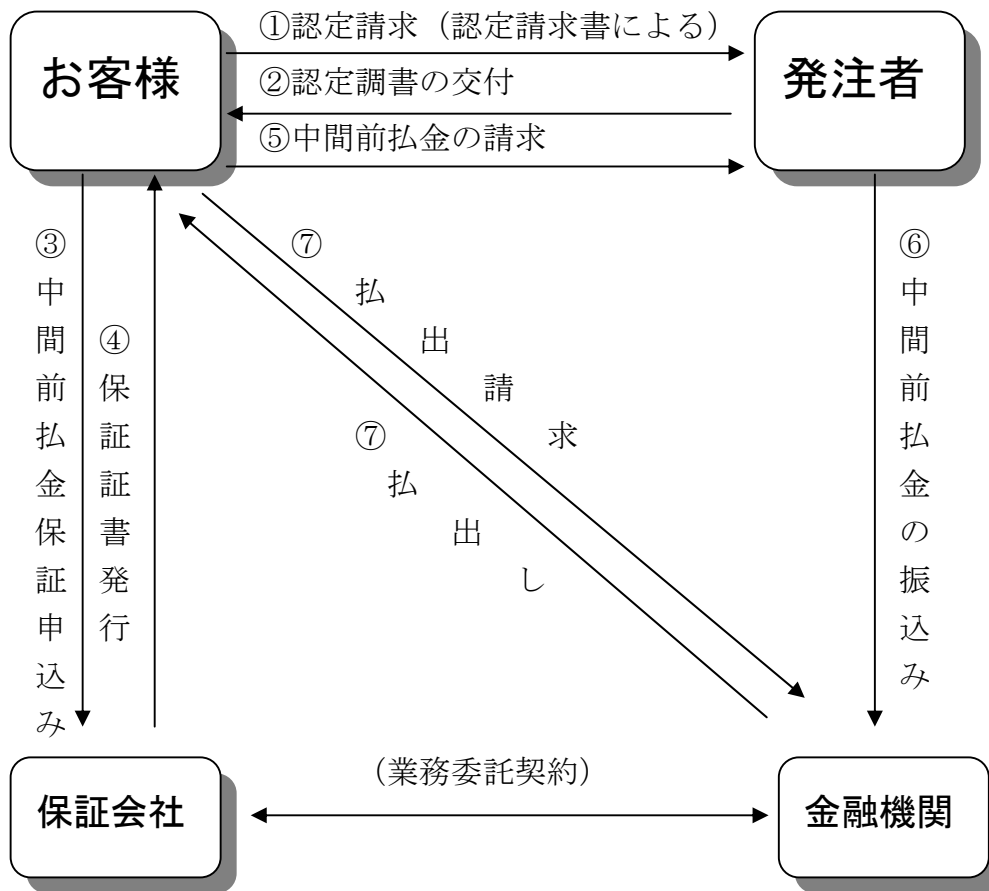
東日本建設業保証株式会社

〒371-0846 前橋市元総社町2-5-3 群馬建設会館2F

TEL 027-252-1661

FAX 0120-027-326

1.中間前金払手続の流れ(群馬県の場合)



① 発注者へ「認定請求書（別記様式第1号）」(P4)、「履行報告書（中間前金払用）（別記様式第2号）」(P5)を提出します。

※履行報告書の記入については「履行報告書記入例」(P7)をご参照ください。

② 発注者から「認定調書（別記様式第3号）」(P8)が交付されます。

③ 保証会社へ中間前払金保証の申込（(保証申込書式) (P9)）を行います。

④ 保証会社から、中間前払金保証証書(P10)が発行されます。

⑤ 発注者へ中間前払金保証証書と「前払金（中間）請求書（別記様式第24号）(P11)」を提出します。

⑥ 金融機関の前払金専用口座に、発注者から中間前払金が振り込まれます。

⑦ 金融機関へ中間前払金専用の預託金払出依頼書(P12)を提出し、中間前払金の払出しを行います。



経費・事務の省力化！

中間前金払制度は、発注者、受注者双方の経費・事務省力化を目的としております。

部分払のような出来高検査をせずに、簡単な手続（認定請求）により中間前払金の請求が行なえます。

2.中間前金払請求要件(群馬県の場合)

- 当初契約の請負代金額が150万円超で、かつ予定工期が90日以上 of 建設工事（土木、建築に関する工事）であること。
- 工期の2分の1を経過していること。
- 工程表により、工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている作業が行われていること。
- 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負金額の2分の1以上の額に相当するものであること。
- 既に前金払の支出が行われていること。
- 部分払の支出がなされていないこと。（複数年事業については同一年度においてされていないこと。）

3.中間前払金保証申込みに必要な書類

- 前払金保証・契約保証申込書（様式第1号）・・・・・・（例－1）（P9）
申込者欄への押印と、中間前払金額及び金融機関支店名のみご記入ください。
※インターネットによる保証会社の保証手続サイト“NetDesk”もご利用いただけます。
- 前払金使途内訳明細書（様式第5号）・・・・・・（例－2）（P12）
保証契約者欄への押印と、中間前払金額及び金融機関支店名のみご記入ください。
支払先確認書類は不要です。
※インターネットによる保証会社の保証手続サイト“NetDesk”もご利用いただけます。
- 認定調書（写）（P8）
発注者に発行していただく書類です。

中間前払金の払出しには、保証会社からお渡しする専用の「預託金払出依頼書」（例－3）（P12）だけで（証明資料は不要です）手続きができます。

お申込みも、口座からの払出しも、簡単です。



保証料は格安です。(100万円当たり650円)

中間前払金に係る保証料率は、一律0.065%

＜計算例＞請負金額 2,100万円 の工事で中間前払金をご利用いただく場合
中間前払金額 21,000,000円×0.2＝4,200,000円
中間前払金保証料 4,200,000円×0.065%＝2,700円（100円未満切り捨て）

(別記様式第1号)

認 定 請 求 書

年 月 日

(契約担当者)

様

住 所

受注者

氏 名

印

下記工事について、中間前払金の支払を請求をしたいので、要件を具備していることを認定されたく請求します。

記

工 事 名		
工 事 場 所		
工 期	着工	年 月 日
	完成	年 月 日
請負代金額	円	
摘 要	工期の2分の1を経過した日 年 月 日 添付書類 ・ 履行報告書 (中間前金払用) ・ 工事工程報告	

注1 工期の2分の1を経過した日については、債務負担行為に係る契約では、当該年度の工事実施期間の2分の1を経過した日を記入する。

注2 工事工程報告について別途提出している場合は添付不要とする。

注3 ぐんま電子納品システムにより提出する場合は押印を省略できる。

平成24年 7月1日

工 程 表

〇〇土木事務所長 〇〇 △△ 様

①

住 所 群馬県 〇〇市 △△町 1-2-3

請 負 者

氏 名 ××建設株式会社

代表取締役 △△ 〇〇 印

下記のとおり施工しますから、承認願います。

記

工事番号第 000号

1 工 事 名 補助公共 交通安全施設等整備事業

工事場所 (国) **号 〇〇市 △△町 一丁目地内

2 請負金額 ￥21,000,000円 (内 消費税￥1,000,000円)

3 工 期 着工 平成24年 7月 1日

完成 平成24年12月15日

工 種	数 量	構成比	7月	8月	9月	10月	11月	12月
準備工 ②	1式	③ 0.0	100%					
土工事	1式	5.0		60%				
構造物撤去	100.0㎡	5.2		100%				
地盤改良工	100.0㎡	10.0						
舗装工	1式	36.0			100%			
排水構造物工	1式	33.8		80%				
道路付属施設	1式	6.0			100%			
区画線工	1,200m	4.0						
		100%						

— は計画工程 / — は実施工程の記入例です。

中間前払金請求時点での各工種の実施工程については、貴社の当該工事現場ご担当様にご確認ください。

(別記様式第2号)

履行報告書 (中間前金払用)

平成24年9月24日

(契約担当者)

〇〇土木事務所長 〇〇 △△ 様

①

住 所 群馬県 〇〇市 △△町 1-2-3

受注者 ××建設株式会社

氏 名 代表取締役 △△ 〇〇 印

本書のとおり請負工事の履行状況を報告します。

工 事 名	補助公共 交通安全施設等整備事業			
工 事 場 所	(国) **号 〇〇市 △△町 一丁目地内			
工 期	着工	平成24年 7月 1日		
	完成	平成24年11月30日		
請負代金額	21,000,000円			
工 種	構成比%	予定工程%	実施工程%	備 考
土工事	5.0	67.0	60.0	
構造物撤去	5.2	100.0	100.0	
地盤改良工	10.0	45.0	100.0	
舗装工	36.0	0	0	
排水構造物工	33.8	56.0	80.0	
道路附属施設	6.0	67.0	100.0	
区画線工	4.0	0	0	
②	③		④	
計	100.0	36.0	51.2	

④予定工程及び実施工程
貴社の当該工事の現場代理人様にご確認ください。
「ぐんま電子納品システム」からも作成
できます。

注1 構成比は直接工事費に占める各工種毎の構成割合を、予定工程及び実施工程は報告時点の状況をそれぞれ記入すること。

なお、記入については、契約時に提出した工程表等に基づき作成すること。

注2 実施工程計は50%以上であること。

注3 ぐんま電子納品システムにより提出する場合は押印を省略できる。

(別記様式第3号)

認 定 調 書

年 月 日

(受注者)

様

(認定者)

印

下記工事について、その進捗を調査したところ、中間前払金を支払うことができる要件を具備していることを認定します。

記

工 事 名			
工 事 場 所			
工 期	着工	年 月 日	
	完成	年 月 日	
請負代金額	円		
摘 要	本件は「債権譲渡案件」でないことを確認した <small>工事事務担当者確認印</small> 中間前金払を支払うことができる要件を確認した 年 月 日 <small>監督員確認印</small>		

平成 年 月 日

保 証 証 書

(中間前払金保証)

保証契約者

東京都千代田区千代田1-2号



東日本建設業保証株式会社

取締役社長



当社は、前払金保証約款に基づき本証のとおり保証契約を締結し、その責に任じます。

(取扱箇所)

群馬支店

TEL 027-252-1661

FAX 0120-027-326

S a m p

殿

le

被保証者		
工事名		
保証金額	円	
請負金額	円	
工 期	自 平成 年 月 日	至 平成 年 月 日
請負契約日	平成 年 月 日	保証期限
預託金融機関		

(注) 1. 保証契約を変更する場合は、表題の下に変更一 の表示と、変更の発生番号を付記し、変更後の契約内容を表示するとともに、変更した項目名に○印をつけて使用します。

2. 請負金額のみの変更の場合は、この保証契約の効力に影響を及ぼさないで、保証契約変更の手続きをとる必要はありません。

本証書は会社工書
の印紙を貼付し
に關する法律(第
27条法律(第18
号)に基づき保証契約
書であつて、印紙
の貼付(第1)の13
号の價額の債權に
關する契約書には
該当しない。

前 払 金（中 間） 請 求 書		
群馬県知事	あて	
	年 月 日	
	住所 受注者 氏名 印 電話番号	
次のとおり請負工事の前払金（中間）を支払ってください。		
請求金額 (消費税及び地方消費税を含む)	百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円	
工事名		
工事場所		
請負代金額	百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円	
年度 出来高予定額		
上記請負代金額 (又は出来高予定額) の10分のの金額		
保証金額		
保証証書契約番号		
保証期間		
添付書類	前払金（中間）保証証書	
預託金 融機関 口座 振替先	口座番号等	普通預金 銀行 支店 番 当座預金
	口座名義人	
	カナ表示	

- 注1 中間前払金を請求する場合は、「前払金」を「前払金（中間）」と表示すること。
- 2 「年度出来高予定額」欄については、債務負担行為に係る契約の場合に記載すること。
- 3 「上記請負代金額（又は出来高予定額）の10分のの金額」欄については、前払金の場合は「4」を記入し、中間前払金の場合は「2」を記入すること。

前払金使途内訳明細書 (No.)

保証契約番号 第 32061-00000 T号

中間前払

保証契約者 群馬県〇〇市△△町1-2-3
××建設株式会社
代表取締役 △△ 〇〇

預託金融機関 ○△銀行 本店

前払金は当該工事に下記のとおり使用します。なお、支払先を確認できる書類は別添のとおりです。

Table with columns: 前払金を使用する項目, 全所要数量, 全所要金額, 払出方法, 払出予定金額, 支払先, 払出状況. Includes a summary row for 前払金の合計 又は 次集繰越高 4,200,000.

(ご注意)

- 1. ご記入に当たっては「記入例」をご覧ください。
2. 太枠線内をご記入ください。
3. 払出予定欄の月旬は、以下の区分によりご記入ください。

上旬：1～10日 中旬：11～20日 下旬：21日～月末

Table for 総合振込日記入欄 with columns: 費目, 総合振込日. Includes rows for 下請代金, 材料代金, その他.

東日本建設業保証株式会社 群馬支店

Table for 払出状況 with columns: 月日, 払出金額, 合計残高, 検印.

中間前払

預託金払出依頼書 (第 回)

(払出手続日) 平成 年 月 日

(預託者)

群馬県〇〇市△△町1-2-3
××建設株式会社
代表取締役 △△ 〇〇

○△銀行 本店 御中

下記払出を承認します。
平成〇〇年〇〇月〇〇日
東日本建設業保証株式会社
群馬支店長

保証契約番号 第 32061-00000 T号

前払金額 ¥4,200,000 今回払出金額 ¥4,200,000 預託金残高 ¥0

Table for 前払金使用内訳 with columns: 前払金を使用する項目, 払出方法, 払出金額, 支払先名. Includes a row for 既済部分の材料、労務費等 with amount ¥4,200,000.

(ご注意) ご記入に当たっては「記入例」をご覧ください。

- 1. 払出方法欄は該当する番号を○で囲んでください。預託金を払い出す場合は、下表に応じた証明資料を金融機関に提示してください。
2. 直用労務費、前払金保証料、労災保険料については、証明資料を提示することなく「3」で払出ができます。
3. 前払金使途内訳明細書の記載と異なる払出をされる場合には、所定の変更手続きが必要となります（「払出予定」よりも「月旬」が遅れる場合及び少ない「金額」で払い出す場合は除く）。

Table for 証明資料 with columns: 前払金を使用する項目, 払出方法, 証明資料. Includes rows for 材料費、下請負代金、機械器具の賃借料等.